

東地裁総第2800号

令和6年12月25日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書開示通知書

令和4年1月19日付け（同月21日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判員等選任手続マニュアル（令和2年12月付け）（片面で283枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（バーコード、裁判員候補者ID）、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（裁判員質問手続室の場所、評議室の場所、鍵の保管部署、トランシーバーの呼出符号等）、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報並びに公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号、ファクシミリ番号、来庁証明印の印影、音声コード）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法等

(1) 実施の方法

1の文書の閲覧及び謄写

(2) 閲覧の場所

東京地方裁判所事務局総務課

(3) 開示の実施期間

令和6年12月26日から令和7年1月15日まで(土、日、祝日を除く。)
の午前10時から午後4時45分まで(午後零時15分から午後1時までを除く。)

(担当) 総務課 電話03(3581)2733 (ダイヤルイン)

開示の実施方法等について

東京地方裁判所事務局総務課

1 提出時期

開示の実施の方法等については、同封した「司法行政文書の開示の実施方法等申出書」（以下「実施方法申出書」という。）に必要事項を記載して申出を行ってください（実施方法申出書の提出方法は、持参、郵送いずれでも結構です。）。

なお、開示の実施の準備がありますので、実施方法申出書は、開示を受ける希望日の3日前には、当課に届くように提出してください。

（郵送により司法行政文書の開示の実施方法等申出書を送付する場合の送付先）

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

東京地方裁判所事務局総務課文書第二係

2 開示の実施の方法の選択等について

下記の記述を読んだ上、実施方法申出書のうち希望する実施の方法等を選択し、該当する事項の口にレ印を付してください。

(1) 閲覧を希望する場合

来庁希望日時を記載してください。

なお、来庁の際には、同封した「司法行政文書開示通知書」（以下「通知書」という。）を持参してください。

(2) 謄写を希望する場合

来庁して謄写手続をする方法と、郵送により謄写手続をする方法があります。

① 来庁して謄写手続をする方法

次の3つの方法があります。

いずれの場合でも、来庁希望日時を記載してください。また、来庁の際には、通知書を持参してください。

ア カメラ等機器（乾電池、バッテリーで稼働するもの）を持参して自分で

謄写する方法

イ 一般財団法人司法協会（裁判所合同庁舎内の謄写業者。以下「司法協会」という。）に設置してあるコピー機を使って自分でコピーをする方法（謄写費用（白黒片面1枚20円）は、自己負担です。）

ウ 謄写業者に謄写の委託をする方法（謄写費用は、自己負担です。）

御自身で、謄写業者に委託してください。委託した業者が来庁する場合には、通知書及び委託関係のわかる書面（委任状等）を持参させるようにしてください。

なお、司法協会に謄写を委託することもできますが、手続方法については、直接、司法協会にお尋ねください。

② 郵送により司法協会に謄写の委託をする方法

郵送により、司法協会に謄写を委託することができます（謄写費用（白黒片面1枚20円）及び郵送料は、自己負担です。）。

この場合は、通知書記載の実施期間内（令和7年1月15日まで）に、実施方法申出書を裁判所に、委任状を司法協会（※1）に送付し（同日必着でお願いします。）、同封した払込取扱票により、司法協会に謄写費用等（謄写物の郵送を希望する場合には、郵送料をあわせて）を振り込んでください（謄写費用等の振込みについても、令和7年1月15日までに着金となるよう御協力お願いします。）。開示文書の謄写物は、司法協会への委任状の送付及び口座への振込みが確認された後、司法協会から郵送されます。

なお、開示文書の全てについて謄写を希望する場合の振込金額は以下のとおり（※2）ですが、開示文書の一部の謄写を希望する場合には、振込金額が異なりますので、当課文書第二係（03（3581）2733）までお問い合わせください。

※1 司法協会への送付先：〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-4

東京高等地方簡易裁判所合同庁舎内

一般財団法人司法協会

※2 振込金額：6,090円

(内訳 謄写費用5,660円、郵送料430円)

令和 年 月 日

司法行政文書の開示の実施方法等申出書

東京地方裁判所事務局総務課 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

司法行政文書開示通知書（令和6年12月25日付け東地裁総第2800号）により通知のありました司法行政文書について、下記のとおり申出をします。

記

希望する実施の方法等を選択し、該当する事項の□にレ印を付してください。閲覧を希望される方及び来庁の上謄写手続等をとることを希望される方は、来庁希望日時も記載してください。

<input type="checkbox"/>	(1) 閲覧を希望する（希望日：令和 年 月 日 時）
<input type="checkbox"/>	(2) 謄写を希望する <input type="checkbox"/> ① 来庁して謄写手続をする（希望日：令和 年 月 日 時） <input type="checkbox"/> ア カメラ等機器を持参して自分で謄写する <input type="checkbox"/> イ 司法協会に設置してあるコピー機を使って自分でコピーする <input type="checkbox"/> ウ 謄写業者に謄写の委託をする （委託先： [_____]） <input type="checkbox"/> ② 郵送により司法協会に謄写の委託をする



委任状

私は、東京都千代田区霞が関1-1-4 東京高等地方簡易裁判所合同庁舎内（一財）司法協会 高橋 光 一 を代理人と定め、下記の司法行政文書の謄写に関する一切の件を委任します。

記

謄写を求める司法行政文書の名称等

司法行政文書開示通知書（令和6年12月25日付け東地裁総第2800号）により開示することとした文書

令和 年 月 日

住 所

連絡先電話番号

委任者

